

（午前11時00分 再開）

○議長（土井裕美子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（土井裕美子君） 順番9、13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君） 皆さん、こんにちは。きょう、ちょっとささやかな幸せがありました。何と昼またぎをしなかった。今まで結構、私、一般質問をしたら昼またぎが多かったですけども、前のお二人さん、うまいこと時間調整してくれてありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、一項目め、本市の債権についてです。

債権整理が済み、延滞金や遅延損害金徴収も現実味を帯びてきている。反面、債権の債権放棄について気になる点も見受けられる。

また、遅延損害金については、民法改正と同じくスタートを予定しているが、その周知がなされていない。償却資産の課税について、税の平等性、公平性の観点から確認しておきたい点もある。

そこで、以下の質問を行います。

一つ目、私債権の債権放棄について。給食費の債権放棄が平成29年度から平成30年度で3倍となっている。その理由と債権放棄に至るいきさつについて。

2、平成31年3月議会で遅延損害金に係る条例改正が可決されたが、その後、周知が行われていない。その理由と今後の周知計画について。

3、こちらは市民の方からの相談があったことで質問いたします。償却資産の申告納税

について、農業者の納税件数は。

4、農業者に対する償却資産の課税調査の頻度と、その結果、判明した未申告者の件数は。また、判明した未申告者に対してどのような手続き基準で平等、公平な課税を行っているか。

5、今後の対策について。調査計画、市民周知の方法、課税方針は。

二項目めです。前畑秀子・古川勝両氏の顕彰及び大河ドラマ放映による本市の効果について。

前畑秀子朝ドラ誘致室がその役目を終え、今後は前畑秀子・古川勝両氏を顕彰する委員会を立ち上げると聞いている。事実、3月22日には、（仮称）前畑秀子・古川勝顕彰活動準備委員会が教育文化会館で開催され、また、3月31日には、橋本中央中学校で古川勝さんの記念碑除幕式が行われた。

一方、大河ドラマ「いだてん」で6月30日放送予定から、本市名誉市民である前畑秀子氏が取り上げられることは大変名誉なことであり、喜ばしい限りであるとともに、本市の知名度アップの対策が急がれる。

そこで、今後の対応について以下の質問を行う。

1、（仮称）前畑秀子・古川勝顕彰活動準備委員会開催後の動きと顕彰活動委員会の立ち上げについて。

2、広報では、大河ドラマ放映により橋本市の知名度が上がり、今後ますます観光客の誘致や地場産業の活性化につながることを期待すると書かれている。これらの対策を具体的に。

3、前畑秀子・古川勝資料館には、月当たり40人から50人が訪問されると聞き、遠くは

ロサンゼルスから来客があったと聞いている。近くには飛び込み岩があり、遊歩道も整備されているにもかかわらず、例えば、生誕の地などの看板がない。今後、観光客にわかりやすい地図のようなもの等を考えているのか。

4、NHK松山放送局とNHK文化センター松山支社、宇和島市では、「いだてん」放映を受けトークリレーを7月に行う。本市ではそのような計画があるのか。

5、本市、前畑・古川両氏をはじめとする多数の偉人や著名人を輩出している。しかし、それらの方々を1箇所で知ることのできる場所がない。今後、大河ドラマ放映やねんりんピック、来年のオリンピックによる一定の誘客を見込むのなら、1箇所で偉人や著名人の展示や顕彰ができる場所を設置してみてもは。

以上、壇上からの質問を終わります。明確な答弁、よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さんの質問項目1、本市の債権に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）おはようございます。本市の債権についてお答えします。

まず、一点目の給食費の債権放棄が、平成29年度から平成30年度で3倍となっている理由と債権放棄に至る経緯についてのおたただしですが、まず平成29年度の債権放棄件数が消滅時効によるものが10件で放棄額が48万3,610円、平成30年度は消滅時効によるものが33件と破産免責によるものが1件の計34件で、放棄額が77万6,260円です。

債権放棄については、私債権である給食費の時効完成は民法第173条第3号の規定により2年となっていることから、橋本市債権管理条例第13条の規定により債権を放棄しています。

給食費の債権放棄は現在までに3回行っており、1回目は平成27年度で、平成25年度以前の債権が対象となります。また、平成28年度は債権放棄を行っていませんが、これは平成27年4月に制定された学校給食費徴収規則に督促に関する規定が設けられたことにより、平成28年度にそれまで送付していなかった督促状を一括で送付したため、時効が中断したためです。

このことから、平成29年度の債権放棄は、平成26年度の債権が対象となり、平成30年度の債権放棄は、平成27、28年度の2年分が対象となったことが、件数が多くなった要因の一つとして考えています。

また、個々の債権については、督促催告を経て一定の額に達した場合は債権回収対策室への移管予告などを行ってまいりましたが、結果として、今回の債権放棄の件数となりました。

次に、債権放棄に至る経緯ですが、私債権である給食費の未納については、さきに申し上げたとおり、橋本市債権管理マニュアルのっとり、督促、催告、場合によっては移管予告を行いました。債務者の経済的な理由などにより回収には至らず時効を迎えたため、債権回収対策室と協議の上、橋本市債権対策本部会議を経て、債権放棄することになりました。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）二点目の遅延損害金の周知についてお答えします。

平成31年3月市議会定例会で、橋本市債権管理条例を改正し、令和2年4月1日から橋本市が管理する私債権については、他の法令等で特別の定めがある場合や契約に特段の定めがある場合を除き、債務者が履行期限までに当該債務を履行しなかったときは、履行の

遅滞にかかる損害賠償金として、遅延損害金を徴収してまいります。

議員おただしの周知についてですが、現在は債権管理側の徴収までの準備期間として捉えており、各私債権を管理している所管課において、徴収開始に向けた事前準備を行っているところであり、周知には至っておりません。

市民への周知については、施行半年前の本年10月広報及びホームページを通じて行う予定としており、あわせて本年10月から施行日までの6カ月間は周知期間として捉え、私債権所管課においても債権ごとに周知を十分に行う計画です。

次に、三点目の償却資産の申告納税における農業者の納税件数についてお答えします。

平成30年中に農業収入があると申告した個人696人のうち、平成31年度課税の償却資産の申告で農業用の機械設備を申告していると確認できたのは2人です。

次に、四点目の課税調査の頻度についてお答えします。

過去の記録を調べても、農業者に特化した調査実績はなく、したがって未申告者の件数についても把握できておりません。

償却資産の未申告者に対しては、農業者を含め償却資産の申告が未申告であると判明した場合は、申告するように促しています。

最後に、五点目の今後の対策について、市民への周知としては、毎年「広報はしもと」1月号に申告啓発の記事を掲載していましたが、小スペースであったため、償却資産の詳細をよりご理解いただけるよう、広報内容の見直しや関係各所に償却資産啓発チラシを配置するなどその充実努めます。さらに、庁内関係部署と協力して、農業者への申告啓発、周知活動にも取り組む予定です。

調査計画としては、申告を促しても申告書

が提出されない場合は、今年度から税務署調査などを実施しつつ、粘り強く交渉を進めていきたいと考えています。

また、地方税法で固定資産税の賦課更正は5年が時効となっているため、最大5年の遡及課税、現年を含めると6年分の課税を行うこととなります。

償却資産を含め固定資産税は市の主要な財源です。今後も自主財源の確保のため、適正かつ公平な課税をめざしてまいります。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん、再質問ありますか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。先、給食費のほうから行かせていただきますけども、答弁のほうはよくわかりました。気になるのは普通、普通というか、給食費、私債権なんで民法上2年で消滅時効になると。例えば、橋本市、仮に4月に滞納があったと仮定しますと、通常、約30日から40日で督促状を出すと。そこで一旦時効を中断して、そこからの2年後やから、どうでしょう。だいたい2年後の5月か6月に消滅時効の期限というものは成立します。

ただ、これ、時効の援用とかがなかった場合、時効にはならないんですけれども、そこから年度末に市の中で債権放棄するかどうかという会議を開いていく中で、その間、一旦消滅時効としての期限が来た。でも、あと10カ月ぐらい残っているという中で、そのときの対応はどのようにされているんですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけども、時効を迎えた債権について、最終的に本部会議の中で放棄をするか否か決定するまでの間、どういうふうな対応を給食センターとして行ってきたのかというおただしかと思います。これについては、督促・催

告をしていった中で、一旦回収に至らず経過してきてるわけなんですけども、例えば、電話での催告であったり、それから、ちょっと大変忙しいんですけども、その忙しい中で個別に訪問をするなど、センターの職員が何とか納めていただけるようなことはやってきております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）やっぱり給食センターというのは、まず第一義的なところは、子どもたちに安心安全な給食をきっちり届けるということですし、人の関係で忙しいのは大変よくわかっております。ただ、放置するわけにもいかないということで、今頑張ってくださいているのはすごくよくわかります。

今、給食の話だけさせていただいていますが、私債権ってやっぱりいろいろな部署でありますので、やはりその動きをほかの部署もきっちりやっていっていただきたいというのは思います。他市とか調べてみて、実際給食センターで債権管理しているところもあるんですけども、そこはやっぱり専属の職員さんなりを配置しているところもあります。今、橋本市でそれができかどうかというのはまた別の話なんですけれども、紹介だけさせていただきます。

それと、もう一つお伺いしたいのが、これ、議員の皆さんはお持ちでしょうけども、この臨時監査報告というのが先日机の上に置いてくれていたと思います。その中身を見ますと、この滞納未納額というかな、これが学校によって差が結構ある。同一規模の学校を見比べても、学校によって金額の差、件数の差があるんですけども、これは何か特化したものがあるのか、ただ、偶然なのかということについてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今の随時監査

報告の結果に基づきましてのご質問かと思えます。各学校によって給食費の滞納につきましては、概ね全体の徴収率が99%の中でほぼほぼ推移していただいている学校なんですけども、突出して97%台の学校もございました。

その学校について内容をちょっと確認してみますと、ある一定の特定の方に滞納件数、金額とも集中していたという傾向はございました。また、そのうち、兄弟の皆さんがおられると、複数のお子さんもおられるご家庭も比較的多かったということで、これはあくまでもきちんとした分析ではございませんけども、やはり教育費に係る経費的なものがかさんでいるのかなというふうには考えております。あくまで憶測というか、推測の域なんですけども。

ただ、今後はこういうできるだけ高額もしくは件数がかさばらない、たくさんにならないような形で、できるだけ件数も少なく、また金額も少ない段階で納めていただけるような、今総務部のほうでも移管予告等の対応をというご指導もいただいておりますので、そういう中でできるだけ早期に納めていただけるような取り組みはしていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。以前も移管予告したことで結構納めていただいたということも、去年かな、あつたと記憶しておりますので、やはりそれはきっちりやっていただくことで、それが結果的に現年度の徴収率の上昇につながって、その結果、職員さんの仕事量を減らすことができるかもしれないというのもありますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、遅延損害金のほうに移ります。今答弁いただいて、10月ぐらいから遅延損害金のほう、広報等を通じて市民周知やっていっ

ていただくということでした。たしか平成30年12月に質問したときは、1年かけて周知していくんやでということがあったんで、今回この質問をさせていただいたんですけども、やっていっていただけるということでわかりました。

そこで、まず一つ質問なんですけれども、どうしても遅延損害金、私債権については、各部署でいろいろな考えがあるかと思います。この条例がある以上、まずは全私債権についてとっていくというのは大前提なんですけれども、その後に、例えば、うちの部署とらへんねんというような条例が仮にできたとします。どうしても条例は上下というのがありませんから横並びですから、また、今の遅延損害金の条例を見た場合、ほかの法令に定めがある場合を除くというふうに書かれていますけれども、そのあたり、そこはもういたし方ないか見るべきなのか、例えば、そういう条例が出た段階で、改めて庁内で考えていくのか、そのあたりについてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）遅延損害金につきましては、債権管理条例のほうで、他の条例に規定がある場合は除くというふうなことで、各条例でとらないというふうなことを決めるととらないというふうなことができるわけなんですけれども、それがいいのか悪いのかということもありまして、それにつきましては債権回収対策本部ですとか、そういうところでそういった案件がもし出てきましたら十分協議して、できるならば全庁的にとっていくような方向ではしたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお伺いいたします。ほんまにこれをちゃんとやっていかんことには、できたは全部とらへんわというの

も、やろうと思ったらできてしまうというふうにもなってしまいますので、よろしくお伺いいたします。

それと、遅延損害金を発生させやんために、滞納があった段階から督促、催告というのをやっていくんですけども、これ、以前から私、ずっとお願いしておるのが、督促なり催促なりを無駄打ちというのかな、機械的に催告書、督促は1回目なんで期限が来て出すのは当たり前なんですけれども、その後、ちょっと給食を例にとって悪いですけども、これを見たら毎月出しているというふうに書かれていました、この臨時監査のやつを見たら。

ただ、税なんかでもそうなんですし、よくほかの自治体なんかでもそうなんですけれども、やはりそのタイミング、督促、催告を打つタイミングというのも大切なのかなというふうに考えております。これは先進地と言われている自治体でありますと、ボーナス時期に合わせて督促、催告をやっていくということもあります。また、税についても今そのようにされていると思うんですけども、今後、私債権滞納を持っている各課に対して、総務としてどのような指導をしていくのか。やはり効果的な督促・催告、また電話等をやっつけていかな意味がないと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）督促につきましては、法でありますとか条例で納期限が過ぎて何日以内というふうな定めがある場合もありますけれども、基本的には市の債権管理マニュアルのほうで、原則的に概ね1カ月以内というふうなことがありますので、それ以内の中で各課で各債権で督促の時期は決めていることになるんですけども、催告につきましても同じように債権管理マニュアルのほうで、いろいろな電話催告でありますとか、そうい

う時期をうたっております。そういうふう
うたっておるんですけれども、議員ご指摘の
ように効果的でない時期というようなことも
ありますので、給料ですとかボーナス時期、
手当が出た時期に合わせてそういった催告を
するように、総務課のほうからも指導してい
きたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお願いたし
ます。また、それらについて支払い督促等も
含めて、きっちりとした指導をやりたいだ
きたい。やはり一番気になるのは、自治法の
242条、怠る事実になれへんか。今でこそ債権
放棄の条例ができましたけれども、今までは、
それができるまでは、どうしても機械的に落
としていた部分があったというふうに見受け
られます。どうしてもこういうのって、監査
請求が入った場合、市長の責任になってしまう
のが現実ですから、そのあたり総務課とし
てもそうですし、また、債権を持っている各
部署についてもきっちりとした方策をとっ
ていていただきたいというふうに思いますの
で、よろしくお願いたします。

続きましてお伺いしたいのが、今度、まず
農業者の数についてですけれども、今現在、
答弁あったのは696人の農業者ということだ
ったんですけれども、経済部が把握している
中で農業者の数、またその農業者の定義とい
うのがありましたら教えてください。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ご質問にお答
えします。農林水産省が5年ごとに農林業を
営んでいる全ての農家、林家や法人を対象に、
農林業センサスという調査を実施しています。
経営耕地面積が10a以上、または経営耕地面
積が10a未満であっても、過去1年間の農産
物販売金額が15万円以上あった世帯を農家と
し、また、経営耕地面積が30a以上、または

過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農
家を販売農家と位置づけています。2015年、
平成27年に実施しました農林業センサスにお
いては、販売農家戸数は1,026戸です。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）今答弁あった、もちろ
んこれはやり方が違うので差異があるのはわ
かるんですけども倍ぐらい、696件、これが今
総務のほうで把握しているところ、経済部で
は千何ぼということだったので、そこをどう
こう言うつもりはないんですけれども、そう
いうのがあるという、まずそこを前提で話を
やっていきます。

そこで、再質したいのが、現在696人が先ほ
ど答弁いただいたんですけれども、その調
査済み件数というんですかね、その696のうち、
2件が現年度出ていたということなんですけ
れども、過年度分についての調査済み件数と
いうのは実際何件あるんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）696人のうち、先ほ
ども答弁しましたけども、農業用の機械設備
を申告している方が2人というところでござ
います。そのほかに、その他の償却資産に関
して申告されているのが8件ということで、
そのほかの部分については調査はできており
ません。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）ということは、過年度
分について固定資産税をとっていくとすれば、
回収の見込み金額等も今の答弁からいきます
と、それはない、もしくはないに等しいとい
うことでよろしいですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）対象件数、それと
対象資産も把握しておりませんので、回収見
込みの金額は設定しておりません。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）今後、調査もしていくということなんですけれども、だいたいこれ、難しいのが、農業者の調査をしていくとなった場合、恐らく所得税の申告書なりをチェックしていかなければならないのかなというふうに考えておるんですけれども、そうなった場合、人も時間もかかるのかなというのも危惧されるわけですが、調査方法としてはそのようなことをやっていくということで間違いないですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）先ほどもご答弁させていただきましたけれども、所得税の申告内容の税務署調査、具体的には7月に伊都郡内の合同調査がありますので、それで同行して調査を行う予定をしておりますし、必要に応じて随時単独でも行っていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よその自治体、こういうのも農業の固定資産を調べられている自治体なんかでは、やはりやるからには一気にやる。とることに僕は反対していませんので、行くなら一気に行くということで、実際にアルバイトを雇われて一斉調査されている自治体もあります。今、橋本市にそれが当てはまるかどうかというのは別の問題なんですけれども、やはりやる以上はきっちり調査した上でとっていくのが私の思う平等公平かなと。もちろんほかの企業さんと比べた場合の平等公平、そこも考え方で違いは出てくるかと思うんですけれども、農業だけを捉まえた場合は、ある一定調査していただいた上で課税するのが平等公平の担保ではないかというふうに考えております。

それと、もう一つ気になりますのは、近隣の自治体との整合性、例えば、橋本市に住所があるけれども農地が違う自治体にあった場合

ですとか、そこもちろん税法的には同じように固定資産税をとっていくことになると思うんですけれども、今後、橋本市が調査をいろいろしていく上で、近隣自治体とも整合性がとれているのかなというのが気になります。

といいますのも、私、この質問をするにつけて、6月13日に近隣自治体の担当者とお会いしてきました。そこで言われたのは、その自治体はまずやっぱり企業の固定資産税を調査するんやと。やはりこれは人の問題もあるということで、そのようにおっしゃられていましたけれども、市としては近隣との整合性はどのようにお考えですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）近隣の自治体においては農業に特化した取り組みはしないということで、私どものほうも確認をさせていただいております。

本市におきましては、やはり先ほども答弁いたしましたように、申告件数がかなり低い、農業者の償却資産の申告件数が低いということで、本年度につきましては農業者を中心に啓発活動を行って、申告につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）答弁もいただきましたけれども、やっぱり周知そのものができていない。もちろんこれは申告制度なので、周知どうこうは関係ないと言えれば関係ないんですけれども、それでもどうしても気づかないこともある。実際、ほとんど気づかれていないのが現状なのかなと。会社として農業をしている場合であれば、税理士もついておりますし、そういうことはあるかと思うんですけれども、本市の場合、大多数が個人農家。売り上げ所得の上下はありますけれども、そのあたりのきっちりとした周知というのは今後も徹底して行っていただきたいと思っておりますし、答弁も

徹底すると思いますので。

そこで、一つお伺いしたいのが、農業者を育成していく上で、よく補助金等の相談も経済部のほうにはあるかと思えます。補助金を受けた上で農業資機材を購入することもあるかと思うんですけども、そういった場合に、これ、実は申告制度で固定資産税がかかるんやでとかというような指導等は、過去されてきましたでしょうか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）対象者に、償却資産について納めなければならない等については周知できておりません。ただ、今後につきましては、総務部、関係課とも十分協議しながら説明をしていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。現実には、でもやっぱり農業者さんって、すごいこれからどうやっていこうかと悩んでいる。形ができてきた中で、もちろん申告制度やから知ってらなあかん。課税については僕は何の問題もないと思うんですけども、どうしても気づけていない部分があるかと思うので、そこはやっぱり農林振興課、経済部が中心となって、また同じように周知というのも大切なのかなというふうに思いますので、ここは経済部ときっちり連携をとって周知のほうをよろしくお願ひいたします。

次、お伺いしたいのが、やはり僕が一番今回気になったのは、これは市民の方から今回、固定資産税、特に過年度分について、個人農家、個人なんであまり出せないんですけども、そういう話があったということで、いきなり来たんでびっくりしたんやということなんです。

先ほど、部長答弁では調査実績がない、未申告者の数も把握、実際はできていない。で

きていなくはないんか。申告数がわかつてるから、できていると言えはできているんかもしれへんけども、これって今年度に入って、実際行ったところもあるように聞いておりますが、ここって先ほどの答弁と矛盾してないですかね。いかがですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）調査実績はないんですけども、申告が必要であるというふうに判明した場合は、直接お伺いして申告を促すというような場合もあります。そういう案件だったと思います。それで驚かれたというところにつきましては、やはり今まで広報不足、周知不足というふうな部分があったと思いますので、今後はそこら辺、広報活動については力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）ぜひよろしくお願ひいたします。やっぱり公平平等って、それぞれ捉え方が難しいとは思いますが。農業者は農業者の中の公平平等もあるし、ただ、税をとる課としては、農業もそうやけども企業もそうなんやで、個人もそうなんやでという公平平等の捉え方というのがあります。ただ、どの形についてもその公平性を担保していかなければならないというのがまずあるかと思ひます。

これはやはり696件、経済部では1,000件ちょっとというお話もありましたけれども、私が思っているのはやはり一定数調査が要るんちゃうんかな。やっていただけるというふうに言うてましたので、ある一定数調査した上でそこで初めて課税、課税するのは当たり前なんですけども、まずは調査が必要なんかなと。

先ほど述べましたけれども、ある自治体、これは愛知県蒲郡市なんですけれども、そこ

はアルバイトも雇って一斉に調査しています。そこは2,000棟ぐらいビニールハウスがあるということやったんで規模も違いますけれども、実際、一斉に調査をした上で過年度分も含めてとっていくという対策をとられています。

それが橋本市で、先ほども言いましたけどもできるかどうか。件数も規模も違うのでできるかどうかは別ですけども、まずは調査計画、調査方針、それを立てて、その後で回収計画を立てて、それをまた庁内で共有してもらおう。経済部のところに問い合わせもこれからも来ると思うんです。農業委員会等もありますからそれらを通じて、個人の方からも問い合わせが来るかもしれません。ちょっと前までは恐らく経済部も知らなかったというのが現実なんですけれども、その庁内の情報共有すら現在できていなかった。

もちろん徴税吏員は見つけたとおりに行くというのは正しいことやし、そこを否定するわけではないですし、当然、課税なのでとって行って当たり前なんですけれども、ただ、納税部署は知っているけども、農業と直接かわるところが知らなかったとかというの、これまたもしかしたら市に対する不信感につながってもいけないので、そのあたりの情報共有をしっかりとっていただいて、今後の公平平等を担保した上での課税につなげて行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

一つ目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、前畑秀子・古川勝両氏の顕彰及び大河ドラマ放映による本市の効果に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）前畑秀子・古川勝

両氏の顕彰及び大河ドラマ放映による本市の効果についてお答えします。

まず、一点目の（仮称）前畑秀子・古川勝顕彰活動準備委員会開催後の動きと、顕彰活動委員会の立ち上げについてのおたただしですが、前畑秀子・古川勝顕彰活動委員会は、さきに解散となりました前畑秀子NHK朝ドラ誘致実行委員会の意思を引き継いで、前畑秀子氏と、同じくオリンピック金メダリストである古川勝氏の偉業を顕彰することを目的として新たに結成された団体です。具体的な活動内容等については、8月頃に同委員会の総会が予定されていますので、その際に決定されるものと考えています。

次に、五点目の1箇所です。偉人や著名人の展示や顕彰できる場所を設置してみたいとおたただしですが、本市の偉人や著名人を多くの皆さまに知っていただくことは、本市の魅力を感じていただく一要因となりシビックプライドの醸成にもつながるものと考えます。

そこで、市民に対する顕彰として、多くの市民が出入りする市役所や保健福祉センター等のロビーを利用し、簡易的にはありますが、一堂に集めて展示することは可能です。しかし、このスペースは広く市民に対して市の事業などを啓発、周知するところでもありますので、調整が必要と考えています。

また、大河ドラマの放映やねりんピックの開催等により、本市への一定の誘客が見込まれることから、市外からの訪問客にも本市の偉人・著名人を知っていただく良い機会であると考えています。現在、林間田園都市駅に前畑秀子・古川勝両氏の展示を行っていますが、この機会に多くの皆さまに知っていただけるものと思います。

まずは、大河ドラマ放映に伴う前畑秀子さんのパネル展示を皮切りに、本市の偉人の方から順次パネル展示できるよう進めてまいり

ますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）次に、二点目の観光客の誘致や地域産業の活性化につながる具体的な対策についてお答えします。

大河ドラマの放映に合わせ、前畑秀子氏の出生の地が橋本市であることを強調したポスター及びチラシを作成します。ポスター100枚については、高野町をはじめとする近隣市町村の観光客が多いスポットから橋本市へ誘客するために観光施設等に貼付を依頼する予定です。チラシ2,000枚については、同様に観光施設や市内の主要施設にも配架を依頼する予定です。チラシは、前畑氏関連スポットを巡るスタンプラリーの台紙も兼ねており、また、より詳細な説明等を望まれる方にも対応できるよう観光ガイドによるガイドツアー案内も記載するなど、手にとった人が市内を周遊するきっかけとする狙いもあります。

本市を訪れた人が食事や買い物をしていただくことができる情報等についても提供することで、経済効果を生むことになると考えています。

次に、三点目の今後観光客にわかりやすい地図のようなもの等を考えているのかというご質問にお答えします。現在、前畑氏にゆかりのある場所ごとに看板を設置している状況ではありませんが、ラミネート等簡単なものになりますが、来訪者にもわかるように掲示するようにします。

また、橋本1号公園には、前畑秀子氏、古川勝氏、小島一枝氏の紹介と周辺地図を記した看板が設置されています。この看板の記載内容について一部抜粋等を行い、観光客等に配布できるように進め、資料展示館や観光案内所に設置してまいります。

次に、四点目のトークリレーについてお答

えいたします。今回の大河ドラマでは全国各地で出演者等によるトークショーが開催されていますが、今のところ、市が計画するトークショーは予定していません。

○議長（土井裕美子君）13番 田名さん、再質問ありますか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。ちょっと写真を出してもういいですか。これは橋本中央中学校、3月31日ですかね、除幕式があった古川勝さんの記念碑です。これは市民有志の方々で出し合ってつくったというふうに聞いております。

今回、準備委員会を経て顕彰委員会に至る中で一番僕が気になっているのは、事務局対応が大丈夫なんかなというところなんです。今、教育委員会のお話をやっていますが、各課でいろんな団体の事務局って持っているかと思えます。その事務局って、なかなかワークシェアがやりにくいんですよね。

例えば、イベントがあって人を貸してください、それはできるかもしれんけれども、事務局の仕事ということ自体がワークシェアしにくい中で、任意の団体であるというふうには聞いておりますけれども、ここについても準備委員会が3月にあったけども8月ぐらいに総会やと。個人の方から、教育委員会、事務局に問い合わせやっただけども返事ないんやというようなことも言われておる中で、その事務局体制をもうちょっとフォローする形というんですかね、生涯学習課の中でもさまざまな事務局をお持ちなので忙しいのはわかかっておるんですけども、何かフォローする形をつくっていかないと、この問題だけではなくてほかの団体にも迷惑がかかる、もしくは、場合によっては活動自体がやりにくくなる場合もあるかと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）この活動、委員会の事務局につきましては、教育委員会生涯学習課の文化係が事務局を担当してございます。今回8月にということで今総会を予定しておるわけで、それにつきましては、活動委員会の代表の方とも詳細に打ち合わせをしながら、この時期が最適ということで事務を進めてきておるところでございます。

事務局体制、他の業務のことも含めてどうなのかということにつきましては、文化係につきましては文化財関係、登録、または埋蔵文化財関係、それから偉人の顕彰ということで、前畑さん、古川さんだけではなしに、岡先生も含めて顕彰活動等の支援もさせていただいてございます。そこに世界遺産関連、それから、当然大きい文化の振興、橋本市の文化の振興という所管を持っておる係でもございますし、加えて、今後、2021年の国民文化祭の事務局としても既に業務はスタートしておる中で、事務局としては、これは大変大きな仕事を抱えておるわけなんですけども、そこは教育委員会全体としてフォローしながら、事務の効率化も当然していかなければならないとは考えておりますけども、横のつながりを持って、また、前畑氏、古川氏の顕彰活動につきましては、経済推進部、また総合政策部等とも連携をさせてもらいながら進めていければなというふうには考えておりますので、できるだけこのような横のつながり、もしくは教育委員会内でもワークシェアをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。実際、正職さん2人だけですもんね、はっきり今文化財係って。しんどいと思うんですよ、ほんまに。人員のことなのでこちらからはどうこうと言えないんですけれども、

何とか協力体制をつくっていったらいいなというのが本当の願ひですので、ここはよろしくお願ひいたします。

次、行きます。ポスター、チラシ等、高野山を中心にとということで、これはやっとできたなというのが正直なところですよ。私は以前から人が集まる場所、特に高野山とか、仮に九度山町にあったとしても車で来る方ってかなり多いんですよ。ひょっとしたら帰り、橋本市に寄ってくれるかもしれへんということで、やっと高野山等で配布していただいているということは、すごくありがたいと思います。

一つちょっと確認しておきたいのが、チラシ等々をまいていく中で、答弁の一部ありましたけれども、その経済効果を橋本市、実際、お金を落としてもらうという部分なんですけれども、そこに近隣のご飯屋さん、土産物屋、土産物屋というのも含められているんですかね。そこ、答弁いただけますか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員のご質問にお答えさせていただきます。周辺地域の情報も含めて情報発信をしたいと思っておりますので、そういったところも含まれています。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。地図とか看板、看板ってラミネートですけれども簡単なものをつくっていただけるということで、やはりそこから個人の方がSNS等を通じて発信していただける効果というのは、はかり知れない効果があると思っておりますので、ラミネートで簡単なものとはいえ、見ばえのするものをつくっていただければと思いますので、ここは要望をしておきます。

また、トークリレーについても、現在のところ本市主催ではというようなお答弁でしたけれども、もしかしたらこの後、どこかから

来るかもしれへんので、そのときは市民の方、また近隣自治体のほうにもわかりやすい形で周知のほうをしていただいて、どうか橋本市に人が来てもらえるすごいチャンスやと思いますので、人に来ていただける体制を担当課のほうでつくってほしいと思います。

で、次です。

もう一回、写真をお願いします。これは皆さんがご存じの市役所。壁、あいていますよね。写真等の展示についてですけども、先ほど教育委員会からは偉人のほうから進めていくというようなお答えをいただきました。でも、橋本市って、すごい著名人の方もたくさんいらっしゃいます。もっと言えばそれだけじゃなくて、地域の頑張り、団体の頑張りで、はたごんぼにしろ、ひねキングカレーにしろ、今メディアに露出しているすごいある意味チャンスの時期なんかなというふうに思っておるんです。

そこで、やはりこの壁等を利用して、せめて写真の掲示、偉人のほうはこれから随時やっていくということやったんですけども、そのほかの著名人等についてもやっていけるんちゃうかなというふうに私は考えておるんですけども、もちろん管財との調整、総務部との調整は必要なのは答弁でもいただきましたけれども、経済部としてそのあたりどのようにお考えですか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）答弁の中にありましたとおり、市役所や保健福祉センターに来庁される市民の方を中心とした展示というふうなのが、今必要な情報を提供している状況だと思っています。しかしながら、観光客等があえて市役所に来ていただいて、こんな展示もしているんだなということで、市役所に寄っていただけるということも含めた展示というのも経済推進部ではやはり必要では

ないかなというふうに思っています。

今後、庁内関係部署と調整しながら、そういったことが実現できるように調整していきたいというふうに考えています。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしく願いいたします。これは補正の話なんですけれども、新聞報道であったみたいに、もうパブリックビューイングするがごとく新聞報道はありました。そこにも人が集まりますよね、本当に補正が通ってやるとなった場合に。そんなときも、もしかしたら市民の方々が古川さん、前畑さんは知っているけども、そこに仮に筒香選手を飾ってあったら、「筒香選手も橋本市なんや」とか、中村智太郎さんについてもそうなんですけれども、そういったまた市民周知するチャンスというのがあるので、そのあたりも含めてやっていっていただきたいと思っています。

そこで、一つお伺いしたいのが、やはりこれって、誰が偉人で、誰が著名人でっていうその抽出する音頭取りする部署、私はこれは総合政策やと思っとるんですよ。

そこで、部長にお伺いしたいんですけども、そういうのってやっていきませんか。市役所って市民だけじゃなくて、よそから来る人も玄関から入ってきて写真を見るかもしれない。保健福祉センターも行くかもしれない中で、こういったものも時期の限定になるかもしれへんけれども、先ほど壁はあいているのかなと私は勝手に思っておるんですけども、そういったところを利用する。で、橋本市を紹介していく。すごいチャンスやと思うんですよ。他市に侍ジャパンの4番おるかと言ったらまずおらんでしょうって。でも、橋本市にはあるんです。もしかしたら、ほかの自治体が欲しくてたまらないものが、今橋本市にはそろっているかもしれない中で、展

示等をするにつけてどっかが音頭取りせなあかんで、でも、恐らく偉人やったら教育委員会とか分かれてしまいますやん。そこの音頭取り、どうですか、上田部長のところ。そういうふうには考えられませんかね。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）いろんな課にまたがる部分もございますので、そのための総合政策ということでございますので、今後関係する部署とともにそのあたりを調整して、できるだけこの機会を好機と捉まえてPRしていくような、そういうふうな対策をしていきたいというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。今までもこういうことを言うとしたけど、なかなか前へ進めへんかったこともありましたが。以前、17番議員もされてましたよね、聖地巡礼とか、一般質問。当時とは、職員も市長、副市長たちもみんな変わられていますけれども、あのとき私はすごいええ話やなと思ったんです、正直言うて。ただ、当時は伝わってこなかったということもあります。そして、今また次のチャンスを迎えている。もしかしたら、ちょっと遅いかもしれへんけど、ほんまはもっとはよ出していくべきやったんかもしれへんけれども、今チャンスを迎えている中なんですよね。

市が発信すると同時に、個人の発信力ってすごい強いんですよね、こういうのって。橋本市に1億人集めるのは不可能かもしれへんけれども、ある意味、聖地巡礼的に1,000人やったら集まるかもしれない。実際、かつらぎ町で「のんのんびより」というアニメがあって、今回第3弾をつくるというのが決まりましたけども、その第1話、2話で天野の風景が出ていました。そこ、普通に聖地巡礼で観光客が来られていました。

そういう効果というのを狙っていくにつけて、今回大河もそうですし、さまざまなものがある中で、橋本市、もう一個、ホームページもやはり偉人しかないんですよ。もちろんよその自治体で観光大使とかになってたら、ば一っと出てくるんですけども、今後、先ほど経済部長からも、上田部長も、関係部署と連携してということをおっしゃっていただきましたけれども、ホームページについても今、偉人しか載っていない状態です。やっぱりそこも、橋本市へ行ってみようかなと思う人がホームページを見て、何かようわからんわとなっても具合悪いので、それも一つの場所やと思うんです。橋本市の偉人、著名人をほかの人に知ってもらう場所やと思うんですけども、ホームページになったら、また総合政策部長のところになるんですけども、そのあたりについてのお考えはいかがですか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）議員からは以前から、これに類するご提案もいただいているところがございます。現在、偉人の顕彰に関するそういうところはあるんですけども、これをさらに充実していく必要があるというふうに思っておりますし、そういうやっぱりSNS、これの発信されたこういう素材というのも非常にPRについては大事なかなと思いますので、時間はありませんけれども研究をしていきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）ほんまに時間はないんですよ。大河かって恐らく8月ぐらいには、この後すぐ放映に入るし、新聞報道やったら8月ぐらいにパブリックビューイングする等まで言っていましたから、それを考えても時間がない中で、やはりここは橋本市をPRする一つのチャンス、きっかけ、そしてねんりんピックや来年のオリンピックもあって、も

しかしたら、たとえ1人でも2人でも橋本市を訪れてくれる人がおるかもしれへん。その方からの発信効果も期待して、ぜひ早急に対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さんの一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）